

# 中国商標制度の概要



作成 2014年 4月31日  
改訂 2017年 5月10日  
改訂 2019年11月 8日  
改訂 2020年11月24日

## 0. はじめに

2019年11月1日より、第4次改正商標法が施行されました。主な改正内容は以下の6項目です。いずれも、不正な手段による商標出願・使用の取り締まりを強化するものであり、悪意の出願に悩まされる外国企業にとっては歓迎されるものです。商標代理機構に対しても厳しく取り締まる姿勢が表れており、今後中国において悪意の商標出願が抑制されることが期待されます。なお、ここにいう「悪意」とは、「知っている」という悪意というよりは、不正な利益を得たり、他人に損害を加えたりする意図が該当すると考えられます。

### 第4次改正法の主な内容

#### 悪意の商標出願の抑制を目的とする改正

- ① 商標の使用義務を強化し、使用を目的としない悪意の商標登録出願について拒絶理由、異議理由、無効理由とする規定の追加。(第4条第1項、第33条、第44条)
- ② 商標代理行為を規範化するために、依頼人の悪意の登録行為を知り又は知り得た商標代理機構はその依頼を受けてはならず、このような代理行為が発覚した場合、法的責任を負うとする規定を追加。(第19条第3項)
- ③ 出願人、商標代理機構の悪意の商標登録出願、悪意の訴訟について罰則を科すとする規定を追加。(第68条)

#### 賠償額の引き上げ

- ④ 商標権の悪意の侵害に対する賠償金額の倍率を改正前の1倍以上3倍以下から、1倍以上5倍以下に引き上げ。(第63条第1項)
- ⑤ 法定賠償金額の上限を改正前の300万元から **500万元**に引き上げ。(第63条第3項)

#### 人民法院による冒認登録商標が使用された商品の廃棄命令

- ⑥ 人民法院は権利者の請求に応じて、冒認登録商標が使用された商品等の廃棄を命じることがで

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

## 【 連絡先 】

---

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

- ・ 大阪法務部長 : 八谷 晃典 (大阪本部在籍)
- ・ 東京法務部長 : 石黒 智晴 (東京本部在籍)
- ・ TEL (大阪) : 06 - 6351 - 4384 (代表)
- ・ TEL (東京) : 03 - 3433 - 5810 (代表)
- ・ E-Mail : ipkenzo@harakenzo.com

## 【免責事項】

---

- ・ 当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
- ・ 当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

## 【無断複製・転載禁止】

---

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

## 【弊所のウェブサイト・facebook】

---

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。是非ご参照下さい。

- ・ < 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
  - ・ < 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
  - ・ < 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
  - ・ < 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
  - ・ < 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
- ※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。

